# 印鑑票

普通　貯蓄　納準　ﾋﾞｼﾞｶ　その他科目

（ 共通印の場合 チェック不要 ）科目 □ □ □ □ （　　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 年 | 月 | 日 | 〒 | － |
| おところ | | | | | |
| おなまえ | フリガナ | | | | |
| 電話番号 | （　　）　　－ | | | 携帯電話番号 | （　　）　　－ |
| 生年月日（設立） | 年 | 月 | 日 | 性別 | 男 □　女 □ |
| 勤務先 | | | | 勤務先電話番号 | （　　）　　－ |
| ご職業 | □ 1. 会社員／団体職員　2. 会社役員／団体役員　3. 公務員<br>4. 個人事業主／自営業　5. パート／アルバイト／派遣社員／契約社員<br>6. 主婦　7. 学生　8. 退職された方／無職の方<br>9. その他（　　） | | | | |

| お届け印 | 同意印 |
|---|---|
| | |

私（当社）は、口座開設にあたってのご案内および下記の「反社会的勢力ではないことの表明・確約」の内容を確認し同意します。

印鑑票　共通 □　個別 □

| 店番 | | CIF番号（共通印）<br>口座番号（個別印） | |
|---|---|---|---|
| | | CIF番号 | |

受付店番・店名（ネット受付の場合）

| 検印 | 受付印 |
|---|---|
| | |

株式会社　北國銀行

暴力団排除条項にもとづく「反社会的勢力でないことの表明・確約」のお願い

当行では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にもとづき、反社会的勢力との取引排除に向けた取組を行っております。
つきましては、新規のお取引をお申込いただくお客さまから、お申込の際に「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」（以下「確約」といいます。）をしていただくことと致しましたので、次の事項について特に留意いただいたうえで、お取引を申込みいただきますようお願い申し上げます。

・反社会的勢力に該当する方からの各種お取引開始申込はお断りいたします。
・新規のお取引申込前に、「確約」の内容にご理解・ご確認くださるようお願いします。
・「確約」は来店者ご自身がご確認くださるようお願いします。
・「確約」いただけない場合は、全てのお取引の申込をお断りいたします。
・お取引開始後に虚偽の申告が判明した場合、全てのお取引を強制的に解約させていただきます。

「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」

私（下記取引の名義人（下記取引の名義人が法人の場合に当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、下記取引が停止され、または通知により下記取引ならびにその他貴行との間のいっさいの契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴行に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴行に損害を生じさせた場合には、私はその損害額をお支払いいたします。

① 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
D 暴力団員等に対して、資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

A 暴力的な要求行為
B 法的な責任を超えた不当な要求行為
C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
E その他前各号に準ずる行為

記

総合口座取引、普通預金取引、当座勘定取引、貯蓄預金取引、通知預金取引、各種定期預金取引、財形預金取引、譲渡性預金取引、納税準備預金取引、その他全預金取引、貸金庫取引、保護預り取引、外貨預金取引、投資信託取引、公共債取引、電子記録債権取引、その他の銀行取引。
（上記各取引に付随する各種取引・サービスを含む）

以上